

～ 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます ～

1. 公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。
2. これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016年6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)で、所定の要件を満たす方であれば、2015年6月19日(改正法公布日)以降、受付が可能となります。
3. 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておく必要があります。年齢満18歳以上(2016年6月19日現在で満18歳となる方も含む)で、カメルーン、チャド、中央アフリカ各国に滞在される皆様の内、在外選挙人証をお持ちでない方は、当館(在カメルーン日本国大使館)でお手続き願います。詳しくは、当館までお問合せいただくか、以下のホームページを御覧ください。

外務省ホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ:

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

在カメルーン日本国大使館: 1513, Rue 1828, Bastos-Ekoudou, Yaounde, Cameroun

Tel(237)222-206-202

Fax(237)222-206-203

担当者: 荒田